

1 調査日 平成 26 年 11 月 25 日 (火)

## 2 調査の概要

### 滋賀県立精神医療センター（草津市笠山八丁目 4-25）

同センターは平成 4 年度に精神保健福祉部門を核に精神科病院、デイ・ケア部門を併設する全国 2 番目の総合施設である精神保健総合センターとして設置後、平成 18 年 4 月に精神医療センターと精神保健福祉センターの 2 センターに組織改編され、現在、地域医療機関や保健所等の関係機関との連携のもと、思春期精神障害、アルコール依存症等の精神障害の発生予防、治療および社会復帰までの一貫したサービスの提供を行っているところである。

特に、昨年 11 月には医療観察法に基づく医療観察法病棟がオープンされ、受け入れた患者に多職種のチームで専門的な治療を行い、社会復帰の促進に向けて取り組んでいるところであるが、この病棟については、滋賀県精神保健福祉審議会からの「県内において、法対象者の円滑な社会復帰を図る必要があることから、入院医療機関の指定を受けることができ、通院医療や鑑定入院の提供実績を有する県内で唯一の医療機関である精神医療センターにおいて、医療観察法に基づく入院医療の提供を行う。」との意見も踏まえ、県として整備を進められ、現在、病床数 20 床、予備床 3 床で運営されているところである。

こうしたことから、同センターの医療観察法病棟の概要や開棟後の運営状況等について調査した。

